

福岡県公報

平成二十一年十月十六日
第三千二十七号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百十三号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

指定した施設の表北九州市若松区の項中

北九州市立島郷市民センター	"	"	大字島田九三三番地の三	を
---------------	---	---	-------------	---

北九州市立島郷市民センター	"	"	鴨生田二丁目一番一号	に改め、
---------------	---	---	------------	------

同表星野村の項中

上小野地区農村集落センター	星野村二二九〇	一
土六地区農村集落センター	"	二六八五 一
長尾地区農村集落センター	"	五二二七 一
田の原農民休養センター	"	九六一〇 二二
七区多目的集會施設	"	八四二七 三

を

改める。

九区西多目的集會施設	"	一三〇七八 六
滝の脇農村集落センター	"	一九五六 四
星野村総合保健福祉センター	"	一〇七七五番地の一四
けやき体育館	"	二六五四番地三
旧星野村立仁田原小学校講堂	"	一五八八〇番地
星野村総合保健福祉センター	"	一〇七七五番地の一四
小野地域交流センターけやき体育館	"	二六五四番地三
上郷地域交流センター講堂	"	一五八八〇番地

に